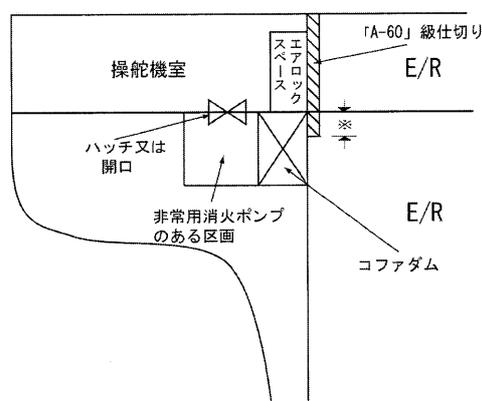


戸としなければならない旨の要件が定められており、現行鋼船規則検査要領 R 編 1.2.1-1.に定める同構造の要件より厳しいものになっていた。

最近、MSC/Circ.847 のエアロック構造に関する要件を根拠にして、PSC で摘発される船舶がでてきているため、これに対応するための改正を行った。

### 3. 改正の内容

(1) 機関区域と非常用消火ポンプ及びその動力のある区域の間の通路をエアロックスペースとする場合の機関区域



側にある戸を「A-60」級にする要件を追加する。(図 1 を参照)

- (2) 直接交通を水密戸とする場合の現行検査要領中の例図については、採用例がほとんどなく、水密戸に防熱性を要求しない旨の別定規定があるので削除した。
- (3) トランクによる非常用消火ポンプのある区画との交通路については SOLAS 92 年の改正により追加された A 類機関区域と非常用消火ポンプのある区画の隣接を原則として禁じる主旨に反するので、削除した。

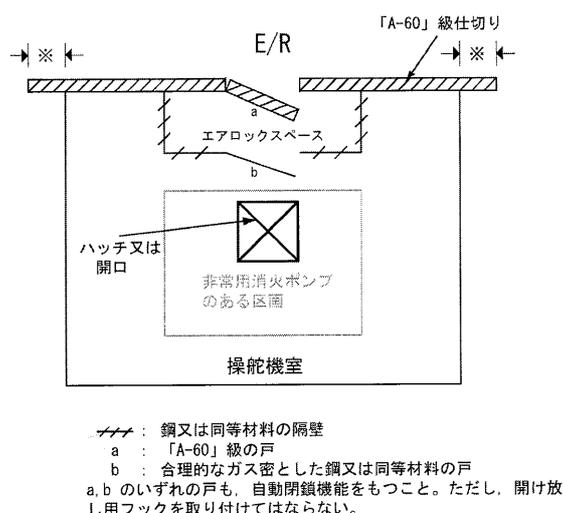


図 1

## 25. 鋼船規則 B 編及び V 編並びに同検査要領 B 編及び C 編, 安全設備規則, 国際条約による証書に関する規則, 海洋汚染防止のための構造及び設備規則及び同検査要領、無線設備規則及び同検査要領における改正点の解説 (74SOLAS 及び 66ILLC の 88 議定書関連)

### 1. はじめに

1999 年 12 月 27 日付規則第 59 号 (外国籍船舶) 及び 2000 年 1 月 31 日付規則第 1 号 (日本籍船舶) 並びに 1999 年 12 月 27 日付達第 54 号 (外国籍船舶) 及び 2000 年 1 月 31 日付達第 4 号 (日本籍船舶) により、船級検査等に係る以下の鋼船規則及び同検査要領等が一部改正された。以下、改正された規則等について解説する。

- (1) 鋼船規則 B 編及び同検査要領
- (2) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則及び同検査要領
- (3) 安全設備規則
- (4) 無線設備規則及び同検査要領
- (5) 国際条約による証書に関する規則
- (6) 鋼船規則 V 編及び鋼船規則検査要領 C 編

### 2. 改正の背景

1999 年 2 月 3 日、IMO において「検査と証書の調和システム (the Harmonized System of Survey and Certification = HSSC)」に関する下記議定書及び決議の発効要件が満たされ、2000 年 2 月 3 日から同議定書等が発効した。

- (1) *Protocol of 1988 relating to the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974*
- (2) *Protocol of 1988 relating to the International Convention on Load Lines, 1966*
- (3) *Implementation of the harmonized system of survey and certification under MARPOL 73/78, the IBC Code, the BCH Code and the IGC Code*
  - (a) *Amendments to the IBC Code (MEPC.40(29) and MSC.16(58))*
  - (b) *Amendments to the IGC Code (MSC.17(58))*
  - (c) *Amendments to Annexes I and II of MARPOL 73/78*

## (MEPC.39(29))

今回、これらの議定書等の発効に伴い、1974SOLAS 条約、1973/78MARPOL 条約及び 1966 国際満載喫水線条約の検査等に係る関連規則を改めると共に、船級検査にも HSSC の概念を取り入れ、外国籍船舶に対する鋼船規則 B 編（以下、鋼船規則 B 編（英文）という。）の一部改正を行った。なお、日本籍船舶に対する鋼船規則 B 編（以下、鋼船規則 B 編（和文）という。）には、既に HSSC の概念が取り入れられている。

## 3. 改正の内容

## 3.1 外国籍船舶用規則（英文規則）のみ

HSSC は、あくまで 1974SOLAS 条約等の「条約検査」の実施のための方法であるが、この方法は、特に次の点で非常に合理的な検査の方法である。

- (1) すべての条約証書の有効期間を 5 年とすることができるため、従来、更新検査の時期の違いに起因してばらばらであった各条約証書毎の検査を同一の時期に実施していくことができるようになる。
- (2) 各条約証書の更新検査にも *Time Windows*（条約証書の満了日の前 3 ヶ月以内の期間）が与えられたため、各条約証書の有効期間を有効に活用することができるようになり、また、更新検査完了後も更新前と同一かつ単一の検査基準日 (*Anniversary Date*) を維持することができるようになる。
- (3) 各条約証書は、特定の条件の下で 5 年を超える有効期間の延長が認められるようになったため、柔軟な検査の準備が行えるようになり、また証書の有効期間を有効に活用することができるようになる。

今回、この HSSC の概念を「船級検査」の実施の方法に取り入れるべく所要の改正を行った。

## 3.1.1 鋼船規則 B 編及び同検査要領一部改正

## -1. 鋼船規則 B 編を次のように改めた。

## (1) 1.1.3-1(3) 定期検査の時期

定期検査の時期に船級証書の前 3 ヶ月の *Time Windows* を与えた。この改正により従前、定期検査が完了した場合に発行される新たな船級証書が当該定期検査の完了日を起算日として発行されていたのに対し、今後、定期検査が *Time Windows* の期間中に完了する場合には、新たに発行される船級証書は、現有船級証書の満了日を引き継ぎ、現有船級証書の満了日の翌日を起算日として 5 年の有効期間の船級証書を発行することができるようになる。従って、従前、現有証書の有効期間中であっても、定期検査が完了した時点で残りの有効期間が無駄になっていたが、今後は、有効期間を有効に活用できるようになる。なお、船級証書の発行/更新の方法については、登録規則一部改正を参照願いたい。

## (2) 1.1.4 定期検査の時期の変更繰り上げ

定期的検査の時期の変更繰り上げに関する要件を鋼船規則 B 編（和文）の該当要件に準じて定めた。

## (3) 1.1.5 定期検査の延期

定期検査並びに定期検査の時期に行われる船底検査、ボイラ検査及び第 2 種軸（=第 2 種プロペラ軸及び第 2 種船尾管軸）の延期に関する要件を 1974SOLAS 条約の 1988 年議定書に規定する要件に準じて定めた。ただし、船底検査については、いかなる場合にあっても前回船底検査が完了した日から 36 ヶ月を超える延期は認められないので注意が必要である。

## (4) 11.1.2.4 潜水船の定期的検査の時期の変更繰り上げ

潜水船の定期的検査の時期の繰り上げに関する要件を鋼船規則 B 編 1.1.4 の規定に準じて定めた。

## (5) 14 章 旅客船に関する検査

従前の検査要件からの主な改正は次のとおり。

## (a) 14.1.3-1 定期検査の時期

中間検査及び定期検査の時期に *Time Windows* を与えた。ただし、1974SOLAS 条約及び 1988 年議定書上、同条約適用旅客船、すなわち国際航海に従事する旅客船には、12 ヶ月毎の更新検査の実施が要求されるため、国際航海に従事する旅客船に対する中間検査の *Time Windows* は、検査基準日の前 3 ヶ月のみとした。（ただし、国際航海に従事する旅客船の中間検査は、所要の延期手続きを取るにより承認された期間、延期することができる。（鋼船規則 B 編 14.1.5 参照））

## (b) 14.1.5 定期検査の延期

定期的検査の延期に関する要件を鋼船規則 B 編 1.1.5 の要件に準じて定めた。なお、国際航海に従事する旅客船に対する中間検査の時期には、SOLAS 条約の更新検査の要件と整合を取るため検査基準日の後の *Time Windows* を与えていない（前(a)参照）が、SOLAS 条約では、所要の手続きを取ることで更新検査の延期が認められている。従って、国際航海に従事する旅客船に対しては、従前のおり中間検査に対しても延期できることとした。ただし、延期の期間については、従前最大 5 ヶ月まで延期が可能であったが、今回、1974SOLAS 条約及び 1988 年議定書に規定する延期の要件と整合を取り、最大 3 ヶ月とした。

## (c) 14.1.6 検査の項目、範囲及び程度の変更

旅客船に対する検査の要件が 14 章だけで完結できるよう検査の項目、範囲及び程度の変更に関する要件を鋼船規則 B 編 1.1.6 に準じて定めた。

## (d) 14.1.7 係船中の船舶

旅客船に対する検査の要件が 14 章だけで完結できるよう係船中の船舶に対する検査要件を鋼船規則 B 編 1.1.7 に準じて定めた。

## (e) 14.11 船底検査

旅客船の船底検査に関して、鋼船規則 B 編 6 章に準じて要件を定めた。特に従前、規則上不明確であった上架した検査に代わる方式としての水中検査の適用に関する要件を明記した。なお、水中検査の要件に関して、鋼船規則 B 編 6.1.2 では、定期検査の時期に行われる船底検査は、船底検査の頻度及び定期検査の実効性を鑑み、水中検査に代えることはできないと規定されているが、旅客船にあつては、次の理由により従前通り、水中検査に代えて差し支えないこととした。

- i) 旅客船は、年次的に船底検査の実施が要求され、かつ、同検査を連続して水中検査に代えることができないことから、4 回目の中間検査又は（5 回目の検査基準日に行う）定期検査のいずれかの時期には、必ずドック入れ又は上架による船底検査が実施される。一方、水中検査を適用する比較的大型の旅客船にあつては、毎年の検査項目をできる限り平準化するため、船体の区画及びタンク並びに機関の検査に継続検査の方法を適用する場合が多く、このような検査の実態を考慮すれば、4 回目の中間検査の時期にドック入れ又は上架による船底検査が行われている場合に、さらに 1 年後の定期検査の時期にもドック入れ又は上架による船底検査を要求することの必然性が乏しいこと。
- ii) 今回の一部改正では、HSSC の概念を取り入れ、旅客船の検査の時期等に関する要件を改正したのみであり、検査項目に関する改正はない。現行の検査項目に対しては、洋上で行う定期検査の実績は十分あり、船底検査の頻度及び上記 i) の背景とも相俟って、当該検査の実効性については、十分に検証されており、今回、船底検査の要件を改正する積極的な理由がないこと。

## -2. 鋼船規則検査要領 B 編を次のように改めた。

## (1) B1.1.3-1 定期検査の実施時期

鋼船規則 B 編 1.1.4-2 により年次検査又は中間検査を繰り上げて実施した場合の定期検査の実施方法について、鋼船規則検査要領 B 編（和文）の該当要件に準じて要件を定めた。

## (2) B1.1.4 定期的検査の時期の繰り上げ

年次検査又は中間検査を繰り上げた場合における検査基準日の変更及び要求される検査の種類について、鋼船規則検査要領 B 編（和文）の該当要件に準じて要件を定めた。

## (3) B1.1.5 定期的検査の延期

従前、定期検査の延期は認められなかったが、今回、鋼船規則 B 編の一部が改正され、定期検査の延期に関する要件が定められた（鋼船規則 B 編 1.1.5 参照）。よって、

今回、定期検査を延期する場合における延期のための手続き及びその承認方法について、鋼船規則検査要領 B 編（和文）の該当要件に準じて要件を定めた。

## (4) 代替要件の削除

今回、HSSC の概念を全面的に取り入れ、鋼船規則 B 編の関連要件を改正した。よって、従前、代替要件として鋼船規則検査要領 B 編 1.1.6 に規定されていた HSSC に基づく検査の要件を削除した。

## (5) B11.1.2-2 定期的検査の時期の繰り上げ

潜水船の定期的検査の時期の延期について、鋼船規則検査要領 B1.1.4 に準じて要件を定めた。

## (6) B14 旅客船に関する検査

(a) HSSC の概念に基づく検査を実施する上での所要の要件を鋼船規則検査要領 B1 及び B6 に準じて定めた。

(b) ただし、B14.1.4 の定期的検査の時期の変更及び繰り上げについては、次の理由により国際航海に従事する旅客船とそれ以外の旅客船とで要件を別個に定めた。

- i) 国際航海に従事する旅客船にあつては、船級検査としての中間検査は、1974 年 SOLAS 条約の 1988 年議定書上の更新検査に該当する。この条約上の更新検査を繰り上げて実施した場合、当該更新検査の完了日を新たな検査基準日とする必要がある。
- ii) 上記 i) に対して、国際航海に従事しない旅客船にあつては、条約の適用がないため、船級検査としての中間検査に条約上の更新検査の取り扱いを適用する必要はない。従って、当該船舶の中間検査を繰り上げて実施した場合の検査基準日の変更については、B1.1.4 の取り扱いに準じて要件を定めた。

## 3.1.2 海洋汚染防止のための構造及び設備規則一部改正

MARPOL73/78 条約の改正（HSSC 関連）を取り入れ、海洋汚染防止のための構造及び設備規則の検査に関する要件の改正を行った。

なお、従前、検査の時期に関する要件が鋼船規則 B 編とは独立に定められていたが、次の理由により、鋼船規則 B 編に定める定期的検査と同一の時期（ただし、必ずしも同時に実施する必要はなく、当該定期的検査の *Time Windows* の範囲内であれば、鋼船規則 B 編の検査とは別個に実施することができる。）に行うこととした。

- (1) そもそも検査の時期に関する要件が同一であること。
- (2) 検査の時期に関する要件を独立に規定すれば、規則上、鋼船規則 B 編の検査と異なる時期に本設備規則の検査を行うことができるが、1 船について多種の検査基準日が存在することは、検査時期の把握及び検査の準備が煩雑になり、実行上のメリットが少ないこと。

### 3.1.3 安全設備規則及び無線設備規則一部改正

1974SOALS 条約の 1988 年議定書の要件を取り入れ、検査に関する要件の改正を行った。なお、検査の時期に関する要件については、海洋汚染防止のための構造及び設備規則一部改正と同様、鋼船規則 B 編に定める定期的検査と同一の時期に行うこととした。(前 3.1.2 参照)

ただし、同議定書を批准していない政府の国籍を有する船舶に対しては、従前とおりに同政府の指示するところにより検査を行う。

### 3.1.4 国際条約による証書に関する規則一部改正

前 2 に記述した各議定書等の要件を取り入れ、国際条約による証書に関する規則を改めた。主な改正点は次のとおり。

- (1) 貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書の有効期間を 5 年に改めた。
- (2) 本会が発行する条約証書として新たに貨物船安全証書(有効期間 5 年)を加えた。なお、貨物船安全証書は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書及び貨物船安全無線証書の 3 種類の条約証書の一つにまとめたものであり、船主の申請に基づき、これら 3 種類の条約証書に代えて発行されるものである。  
ただし、同議定書を批准していない政府の国籍を有する

船舶に対しては、同政府の指示するところにより条約証書の発行を行う。

## 3.2 日本籍船舶(和文規則)及び外国籍船舶用規則(英文規則)

### 3.2.1 鋼船規則 V 編一部改正

乾舷の指定及び満載喫水線の標示は、1966 年の満載喫水線に関する国際条約及び 1966 年の満載喫水線に関する国際条約の 1988 年の議定書によることとした。

### 3.2.2 鋼船規則検査要領 C 編一部改正

#### (1) C1.1.3

甲板積木材貨物の高さ、積付け設備及び定着に必要な設備は、1966 年の満載喫水線に関する国際条約及び 1966 年の満載喫水線に関する国際条約の 1988 年の議定書によることとした。

#### (2) C23.7.1-4

木材乾舷の指定を受ける船舶に対する甲板積木材貨物の両側に設ける落下防止のためのガードレールの横棒の間隔を 1966 年の満載喫水線に関する国際条約及び 1966 年の満載喫水線に関する国際条約の 1988 年の議定書の要件に準じて、「330mm 以下」から「350mm 以下」に改めた。

## 26. 事業所承認規則及び無線設備規則並びに同検査要領の改正点の解説 (無線検査事業所承認関連)

### 1. はじめに

平成 11 年 12 月 27 日付 Rule No.58 にて事業所承認規則、平成 11 年 12 月 28 日付 Rule No.64 及び Notice No.60 により無線設備規則並びに同検査要領の一部が改正された。

以下、改正の概要等について解説する。

### 2. 改正の概要

- (1) 1999 年 1 月 1 日に事業所承認規則の改正が行われ、IMO Res. A789 及び IACS UR Z17 に基づいた無線検査事業所の承認制度が施行された。この承認制度では、無線設備の検査を実施する者として無線技術者(Radio Inspector)を掲げている。これに対し、従来の無線設備規則(Rules for the Radio Installations)では、必ずしも事業所承認規則で言うところの無線技術者による検査を要求していなかったため、NK の承認した無線検査事業所に所属する無線技術者によって、無線設備の試験・検査が実施されなければならない旨関連の規定を改めた。
- (2) 事業所承認規則に規定される無線検査事業所の承認要件は、IACS UR Z17「PROCEDURAL REQUIREMENTS

FOR SERVICE SUPPLIERS」に基づき規定されたものであるが、今般、この UR Z17 に規定される無線技術者の「教育」に関する要求事項の一部が改正されたため、これに関連する事業所承認規則の一部を改めた。

- (3) 一部の規定に非 GMDSS 機器に関する要件が記載されていたため、これらの機器を記載から削除した。

### 3. 改正の内容

- (1) 無線設備規則及び同検査要領に関して、無線設備の試験実施者を「無線計測員(Radio Technician)」から「無線技術者(Radio Inspector)」に改め、同設備の検査を NK 検査員と NK の承認した無線検査事業所に所属する無線技術者によって実施しなければならない旨規定した。
- (2) 事業所承認規則に規定される無線技術者(Radio Inspector)の教育について社外教育でも差し支えないように規定を改めた。
- (3) 無線設備規則及び同検査要領から、無線電話遭難周波数聴取受信機及び無線電話緊急信号自動発生装置に関する要件を削除した。